

○飯塚市高齢者モバイル端末機器取得奨励補助金交付要綱

令和4年8月10日

飯塚市告示第261号

改正 R5-36

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者のデジタル化に関する格差を解消し、社会とつながりを継続できるよう支援することを目的として交付する、飯塚市高齢者モバイル端末機器取得奨励補助金(以下「補助金」という。)について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(R5-36一改)

(対象者)

第2条 補助の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日(以下「補助年度末」という。)において65歳以上の者であって、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 申請日において、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市民税を滞納していないこと。
- (3) 現にスマートフォンを所持していないこと。
- (4) この告示に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(R5-36一改)

(交付要件等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助年度内において、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) スマートフォンを新たに購入、若しくはフィーチャーフォンから買替をし、補助申請者名義で通信契約のうえ、その機器を活用できる状態にすること。
- (2) 取得したモバイル端末機器を活用できるよう、市が定めるデジタルツール活用教室を受講すること。
- (3) 市が運営するSNS公式アカウント(LINE・Twitter・Facebook)のいずれかへの登録及び福岡県が運営する防災メールまもるくんへの登録を行うこと。

(R5-36一改)

(交付申請)

第5条 補助申請者は、前条の規定を満たしたうえで、補助年度末までに、補助金交付申請書兼請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を行うものとする。

2 規則第9条の規定による補助金の交付決定通知及び規則第15条の規定による補助金の確定通知については、前項の補助金の支払いをもってこれに代えるものとする。

(様式)

第7条 この告示に定める様式は、別に定める。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年2月20日 告示第36号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。